

<p>事例項目</p>	<p>保険料の賦課処理時における所得情報の反映について                   &lt;システムのプログラム誤りによる保険料の算定誤り&gt;</p>
<p>事例発生時期</p>	<p>平成21(2009)年7月</p>
<p>担当課</p>	<p>市民生活部 保険年金課</p>
<p>事例概要</p>	<p>発生までの経過</p> <p>①平成21(2009)年7月17日、被保険者から保険年金課に、7月6日に送付した後期高齢者医療に係る納付書の内容について、問い合わせがあった。                  ②調査したところ、保険料の算定基礎となる所得額を計算する上で、上場株と非上場株の損益通算に関するシステムに誤りがあったことが判明した。                  ③このため、誤った所得額により算定した保険料の納付書を発送していたことが判明した。                  ④上記③に関する調査をする中で、更正が行われた所得情報を、保険料の算定に反映していないケースが9件あることも新たに判明した。                  (課税課による所得情報の更正が、月1回から月2回となったため)                  ⑤上記④に伴い、9名の被保険者に対する保険料の請求が遅れることとなった。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>①プログラムの改修を行い、損益通算に関するシステムの誤りを正し、所得額の更正を行った。                  ②更正された所得額に基づき、保険料の修正を行った。                  ③誤った保険料の納付書を送付した被保険者に対し、担当者が説明を行い、謝罪した。</p>
<p>発生原因</p>	<p>①平成17(2005)年度の税制改正に伴うプログラム改修に誤りがあった。                  ②課税課が処理した住民税所得更正データが、保険料の算定に反映されていなかった。</p>
<p>再発防止対策</p>	<p>①システム稼動の際、事前のプログラムテストを実施する。                  ②開発・管理・運用体制を強化するよう徹底する。                  ③所得情報の更新処理回数に関係なく、適正な処理が可能となるようシステムの変更を行う。</p>